

KÄRCHER



KÄRCHER

ポリシーステートメント

Alfred Kärcher SE & Co. KG

1. はじめに

ケルヒャーは、創業以来ファミリー企業として、長期的かつ持続可能な事業活動を重視してきました。世界中で事業を展開するグローバル企業として、人権と環境保護に対する責任を深く認識し、真摯に取り組んでいます。この責任は、ケルヒャーの様々な文書に既に明記されており、その一つが、

https://s1.kaercher-media.com/media/file/273178/code-of-conduct_jp.pdf
にあるケルヒャー行動規範です。

ケルヒャー取締役会は、この方針を通じて、人権と環境保護に関する既存の法令に基づく措置とともにプロセスをさらに強化します。取締役会のこれらの責任は、複数の担当領域に分担されています。この方針は、当社の事業分野およびサプライチェーン分野におけるリスク分析に基づいています。

2. リスク管理とリスク管理のモニタリング

ケルヒャーは、関連するあらゆる企業リスクに対応するため、包括的なリスク管理システムを運用しています。近年、サプライチェーンにおける人権および環境問題（サプライチェーン・デューデリジェンス法における環境リスクを含む）は、このリスク管理においてますます重要な要素となっています。私たちは、すべてのリスクの監視を、業務プロセスに深く組み込まれた継続的なプロセスとして実施しています。

特に、以下のデューデリジェンス義務が当社のリスク管理に組み込まれています。

- 定期的および必要に応じたリスク分析の実施
- 予防措置および是正措置の策定と実行
- 通報処理メカニズムの確立
- デューデリジェンス義務の履行状況に関する継続的な記録
- 適切な報告体制の整備
- 実施された措置の有効性の監視

ケルヒャーは、とりわけサプライチェーン・デューデリジェンス法に関連するリスク管理、特に法的デューデリジェンス義務の遵守と履行を監督する人権担当役員を任命しました。

リスク分析と責任

当社の事業分野およびグローバルサプライチェーン全体におけるリスク分析は、当社のリスク管理の中核となる要素です。包括的なリスク分析を通じて、ケルヒャーは、サプライチェーン・デューデリジェンス法に規定されている人権および環境リスクに関する潜在的な負の影響と、それによって影響を受ける可能性のある人々を特定します。

この分析で特定されたリスクに基づき、ケルヒャーは適切な基準を用いてリスクの重要度を評価し、優先的に取り組むべきリスクと予防・是正措置を決定します。リスク分析を実施し、これらの措置を策定する際には、可能な限り関連するステークホルダーを関与させ、内部通報ルールからの情報も活用します。実施された措置の有効性とリスク管理全体は、少なくとも年に一回定期的に見直され、継続的に改善します。

すべてのプロセス、対策、結果は文書化されます。調達部門は、サプライヤーに関連するリスクについて責任を負います。「サプライヤー」という用語は、サプライチェーン・デューデリジェンス法で使用されている定義に準拠します。当社の事業分野におけるリスク分析は、サステナビリティ担当部門の責任です。

抽象的リスク分析

サプライチェーン・デューデリジェンス法で規制されている人権および環境リスクに関する最初のリスク分析は、担当部門によって2022年に開始されました。この年次リスク分析は、直接のサプライヤーとケルヒャー自身の事業分野を対象としています。いわゆる抽象的リスク分析では、まず国ごとのリスクと業界ごとのリスクが検討されました。

直接のサプライヤーと当社の事業分野における定期的なリスク分析はすでに実施されており、今後複数の段階に分けて実施される予定です。抽象的リスク分析はその最初のステップです。ケルヒャーの全ての子会社と、活発な取引関係にある全ての直接サプライヤーを記録し、製品またはサービスの種類と国ごとに分類しました。さらに、サプライチェーンの透明性を高めるため、直近の会計年度における各直接サプライヤーへの発注量を記録しました。次のステップでは、このデータベースを用いて、国および業界特有のリスクに応じて抽象的なリスク特定を行いました。この目的のために、グローバル・スレイブリー・インデックス (Global Slavery Index, GSI) や環境パフォーマンス指数 (EPI) の一部門である環境衛生 (Environmental Health) 指標といったツールが用いられました。

お客様の事業分野におけるリスク分析も、段階的なプロセスで実施されます。まず、グローバルな指標と公開されている情報を考慮して、抽象的なリスクが特定されました。この分析には、サプライチェーン・デューデリジェンス法に記載されている全てのリスクが含まれています。焦点は従業員だけでなく、他の人々の利益にも当てられています。ケルヒャーにとって、自社の事業活動を通じて人々や環境に危害を及ぼすリスクを評価することも重要なことです。

具体的なリスク分析、特定されたリスクの重要度評価と優先順位付け

第二段階では、抽象的に特定されたリスクをさらに具体的に掘り下げます。この具体的なリスク分析では、専用のソフトウェアを活用し、直接のサプライヤーごとに、人権および環境基準の具体的な違反事例を特定します。さらに、サプライヤーから回収したアンケートの回答も、具体的なリスク分析の一環として考慮されます。既存の認証や監査報告書も同様に評価の対象となります。

ケルヒャー自身の事業分野における具体的なリスク分析の一環として、ケルヒャーが決定的な影響力を持ち、かつ抽象的なリスク分析において比較的高いリスクが特定された関連事業部門および子会社に対して、これらのリスクの妥当性と実態をより深く検証するための調査が行われました。具体的には、これらの事業部門および子会社に対し、特定された具体的なリスクに関する質問を行い、その回答に基づいて、リスクへの対応状況とリスク自体が評価されました。

最終段階では、特定されたリスクは、当社の事業分野内および直接のサプライヤーとの関係において、法的に定められた適切性基準に基づいて優先順位が付けられます。

イベント関連リスク分析

ケルヒャーが、サプライチェーン・デューデリジェンス法に定義されるリスクが発生する可能性を示す具体的な証拠を有する場合、またはサプライチェーンにおけるリスク状況の重大な変化や拡大を予見する必要がある場合には、必要に応じて追加のリスク分析を実施します。このイベント関連リスク分析は、当社の事業分野内のすべての部門および子会社、そしてケルヒャーが把握している直接および間接のサプライヤーを対象とします。

3. 優先リスクと予防・是正措置の策定

リスク分析に基づき、ケルヒャーはアジア、東ヨーロッパ、アフリカ、南米の自社事業領域において、以下の優先リスクを特定しました。

- 各現地子会社における国別リスクを考慮した労働安全衛生の維持
- 各現地子会社における国別リスクを考慮した環境保護規制の遵守

直接のサプライヤーに関するリスク分析と重要度評価の結果、アジア、ヨーロッパ、南米において、以下の優先リスクを特定しました。

- 適切な労働時間と休憩時間の確保
- 職場の安全基準の維持
- 公正な賃金の支払い
- 外部治安部隊による不適切な指示や管理の回避

リスク分析の結果、リスクまたは差し迫った違反が特定された場合、ケルヒャーは適切なりスクに基づいた予防措置を講じ、違反が実際に発生した場合、または差し迫っている場合には、適切なリスクに基づいた是正措置を直ちに講じます。

4. 従業員への期待

ケルヒャーは、従業員があらゆる人権、環境デューデリジェンス、および禁止事項を厳守することを期待しています。ケルヒャーの事業分野におけるすべての従業員は、ケルヒャー行動規範を遵守する義務があります。従業員の人権尊重意識を高めるため、ケルヒャーは責任ある行動に関する定期的な研修も実施しています。さらに、調達活動に関わる従業員は追加の研修を受け、サプライチェーンにおける人権および環境基準の遵守を確保する責任を負っています。例外的なケースとして、これらの取り組みが不十分であり、自社の事業分野において潜在的な違反が発生した場合は、直ちに措置を講じます。従業員および外部の利害関係者の責任者に加え、最も重要な是正措置として、違反が発生した場合の対応に関する透明性の高い規定が定められています。

これらの規定は、社内規則および外部契約の条項に明記されており、当社従業員や外部サービスプロバイダーによる監査などの追加的な手段も含まれています。当社が、自社の事業分野において人権または環境に関する潜在的な違反の具体的な状況を把握した場合、その違反または関連するリスクを根絶するために直ちに行動を起こします。

5. サプライヤーへの期待

ケルヒャーは、ビジネスパートナー向けのケルヒャー行動規範において、直接のサプライヤーに対する人権および環境に関する原則と、当該サプライヤーに期待することを定めています。この規範は、

<https://www.kaercher.com/jp/inside-kaercher/company/compliance-csr.html>

でご覧いただけます。

したがって、サプライヤーの選定においては、これらの原則が考慮されます。さらに、直接のサプライヤーに対しては、リスクに基づいた適切な対策を講じています。これには、対面およびオンライン研修、リーフレット、ガイドライン、フレームワークおよび個別契約における契約条項、そして協議が含まれます。協力関係に関する関連文書には、以下が含まれます。

- ビジネスパートナー向けのケルヒャー行動規範
- 品質保証契約
- 生産材サプライヤーのオンボーディングプロセス
- 研修

例外的なケースとして、これらの予防措置が不十分であり、直接または間接のサプライヤーにおいて潜在的な違反が発生した場合は、共同での是正計画の策定など、直ちに追加の措置を講じます。供給関係の解消も、最終的な手段として検討されることがあります。

6. 内部通報の手順

ケルヒャーは、信頼に基づく企業文化を重視しており、違反や誤りについてもオープンに対応することを含みます。従業員は、不正行為の可能性について質問や情報がある場合は、いつでも上司、社内責任者、またはコンプライアンス責任者に連絡することが推奨されています。さらに、従業員および間接サプライヤーを含む外部の第三者は、内部通報システムを通じて通報を行うことができます。このシステムでは、すべての内部通報者が完全に匿名で行うことができます。詳細は、

<https://www.kaercher.com/jp/inside-kaercher/company/compliance-and-integrity.html> をご覧ください。

内部通報の手順そのものは、当社のホームページに掲載されている内部通報ルールに記載されており、上記のページからもアクセスできます。

7. 文書化および報告義務

ケルヒャーは、特にリスク分析の実施と、それに基づき導入する予防措置および是正措置について文書化を行います。導き出された予防措置および是正措置が実施されたかどうかは、システムによって記録されます。すべての通報、情報、およびそれぞれの対応手順の実施状況は文書化されます。文書化の一部は、人権と環境状況に関する詳細な年次報告書を通じて行われ、ケルヒャーのウェブサイトで公開されます。

ケルヒャーは、適用される法的要件に従ってすべての報告義務を履行します。

8. 有効性のモニタリング

ケルヒャーは、少なくとも年に1回、また必要に応じて、実施された予防措置および是正措置、リスク管理、内部通報ルールの有効性を確認します。有効性は、実施された監査、従業員およびサプライヤーへのアンケート、特定の通報の結果、および継続的なリスク分析の結果によって評価されます。この方針声明は、ケルヒャーの全従業員にオンラインで公開しており、さらに、委員会やパネルディスカッションでも発表・議論されています。生産材の直接サプライヤーには、サプライヤーポータルを通じてこの方針声明を送付しています。さらに、間接サプライヤーを含むすべての利害関係者は、当社のウェブサイト (<https://www.kaercher.com/jp/inside-kaercher/company/compliance-and-integrity.html>) でこの方針声明を参照できます。

ブランド、人権、環境に関するケルヒャーの詳細情報は、当社のウェブサイト (<https://www.kaercher.com/jp/inside-kaercher.html>) で公開しています。

この方針声明は定期的に見直され、必要に応じて改訂されます。

アルフレッド ケルヒャー SE & Co. KGの取締役会メンバー



本部

アルフレッド ケルヒャー SE & Co. KG
アルフレッド ケルヒャー シュトラーセ 28 - 40
71364 ウィネンデン
www.kaercher.com